

第九六回

参第五号

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律（案）

- 1 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業につき道県がその費用の一部を補助する場合においては、国は、道県に対し、当該補助に要する費用の三分の二を補助するものとする。ただし、市町村が行う当該事業に要する費用の二分の一に相当する額を限度とする。
- 2 前項の寒冷地世帯暖房費援助事業とは、寒冷の度が甚だしい地域として政令で定める地域内にある世帯で政令で定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が世帯に属する者の数に応じて政令で定める額に満たないもの（他の法令の規定により暖房費に係る給付を受けている者の属する世帯その他政令で定める世帯を除く。）に対し、当該世帯の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、寒冷の度及び世帯に属する者の数に応じ通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として政令で定める額以内の援助金を支給する事業その他これに準ずる事業として政令で定める事業をいう。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十七年九月一日以降の寒冷地世帯暖房費援助事業について適用する。
- 2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律（昭和五十七年法律第 号）を施行すること。

理 由

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業の円滑な実施を図るため、道県が当該事業につき補助する場合における当該補助に要する費用について、国が補助する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、約九十億円の見込みである。